

新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療に係る特例的な対応

各医療機関におかれましては、下記の診療行為における廃止や点数変更にご留意願います。

○ 廃止

下記表の診療行為及び点数は、令和3年2月26日の厚労省事務連絡により、令和3年4月診療分から9月診療分までとなっていることから、令和3年9月30日をもって経過措置期限切れとなります。令和3年10月1日以降は算定することができませんので、ご注意願います。

診療行為	点数	10月～
医科外来等感染症対策実施加算(初診・再診)	1回当たり5点	廃止
入院感染症対策実施加算	1日当たり10点	廃止

○ 点数変更

乳幼児感染予防策加算は、令和3年10月診療分より減額された点数により算定することになっています。令和3年9月診療分までは100点ですが、10月以降は50点となります。

	令和3年9月診療分まで	10月～
乳幼児感染予防策加算(初診・再診)	100点	50点